

令和元年度 第1回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(令和元年5月16日開催)

1 会議の名称

令和元年度 第1回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

令和元年5月16日(木) 午後1時15分～午後3時10分

3 場所

福島県庁 本庁舎3階 総務委員会室

4 議事

5 出席者等

(1) 環境影響評価審査会

稲森悠平委員(審査会長)、遠藤菜緒子委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員

以上8名

(2) 事務局

生活環境部次長(環境共生担当) 大山一浩、環境共生課 副課長兼主任主査 鴨田美奈子、主任主査 國分作裕、主査 小島央 以上4名

(3) 傍聴者

一般5名、報道機関2名

6 議事内容

■開会

(1) (仮称)高湯温泉太陽光発電所環境影響評価方法書について(事業者による説明、質疑応答等)

(2) (仮称)玉野太陽光発電事業環境影響評価書(補正前)について(事業者による説明、質疑応答等)

(3) (仮称)砂欠山太陽光発電事業環境影響評価書(補正前)について(知事意見答申案の審議)

(4) その他

■議事録署名人の選出

稲森会長が川越委員、山本委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

(1) (仮称)高湯温泉太陽光発電所環境影響評価方法書について(事業者による説明、質疑応答等)

事業者が同方法書の概要説明、事前に審査会構成員等から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(由井委員)

事業内容の説明において、20年間東北電力に売電した後も施設の状況等に

よりさらに事業を続けるとのことでしたが、その際の売電先として想定はありますか。

(事業者)

現状の東北電力か又は直接消費者に売電するということも考えられますが、将来の状況をふまえて判断したいと考えています。

20年以後の売電価格として7円／キロワット時程度を想定していますが、売電価格と維持管理費用等の収支を鑑みて事業を継続するか否か検討したいと思います。

(由井委員)

将来は電力が小売自由化となるので様々な方法が考えられますが、発電した電力を有効活用する方法を検討してほしいと思います。

質問番号11に関して、植生図をみると改変区域の大部分がクレーコナラ林であり平坦地形なので、希少種のミゾゴイが生息している可能性があります。ミゾゴイは4月中旬から5月上旬に鳴くので、調査は来年実施するのですか。

(事業者)

鳥類の調査については本年3月下旬から開始しています。

(由井委員)

鳥類のポイントセンサス地点が2点しかなく、少ないので、評価書までにはしっかり確認する必要があります。

(稲森委員)

質問番号16の回答について。本事業により伐採する森林の減少に伴う二酸化炭素吸収量の減少分と、本事業により発電する電力を火力発電で賄う際の二酸化炭素発生量を比較する際の表現方法を工夫するとよいと思います。

(事業者)

分かりました、ご指摘ありがとうございます。

(山本委員)

太陽光パネル設置区域の周辺に緑地を確保していますが、対象事業実施区域の西側に高湯平別荘地があるので、身近な景観地点として選定するようにお願いします。

また、最近の課題として、太陽光パネル表面に太陽光が反射することによる光害や、太陽光パネルから発生する放射熱の問題がありますので、これらにつ

いて準備書で説明するようにしてください。

(事業者)

高湯平別荘地の管理事務所にヒアリングを実施したところ、身近な景観については問題ないとの見解を頂いているので、景観地点として選定する予定はありません。なお、福島市役所から、県道からの景観、生活圏として吾妻支所からの景観を追加してほしいとの要望があったので、今後、景観地点として選定することを検討しています。

(山本委員)

調査地点を精査して、現地調査を実施してください。

(事業者)

分かりました。

(稲森委員)

他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(2) (仮称) 玉野太陽光発電事業環境影響評価書(補正前)について(事業者による説明、質疑応答等)

平成31年3月27日付けの準備書に対する知事意見を反映した評価書について事業者から説明があり、その後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(川越委員)

雨水排水計画図の凡例について、10年確率と50年確率の記載が逆ではないですか。また、本図の排水計画に基づく設計計算はどうなっていますか。

(事業者)

申し訳ありません、誤りでした。上流側が10年確率、流末側が50年確率です。

排水の設計計算についてですが、現地の測量が終わり、追加の地質調査が今週終わりました。次週以降、最終的な図面の作成に入るため、本日示した排水計画の内容から若干の変更があるかもしれません。補正後の評価書には、確定した図面を掲載したいと思います。

(川越委員)

分かりました。

(井上専門委員)

会議資料の33ページにある「放射線の量」の事後調査計画について、発電所の供用後に、防災調整池内の土砂に含まれる放射性物質濃度を年に1～2回測定すると記載されていますが、この内容で確実に実施するということですね。

(事業者)

はい、評価書に記載している内容のとおり実施します。

(井上専門委員)

分かりました。

次に、評価書の574ページの下から6～7行目に、「工事関係車両のタイヤに付着した泥土の場外への飛散を防止するため、タイヤ洗浄設備等を設置する。」と書かれています。

タイヤ洗浄設備で多くの車両を洗浄すると、放射性物質を含む泥土がタイヤ洗浄設備に溜まり、放射性物質が濃縮して高濃度になってしまう懸念があるので、洗浄後の泥土の処分方法を検討する必要があります。

(事業者)

具体的なタイヤ洗浄設備の場所はこれから決定するので、工事計画を決定する際に検討します。

(由井委員)

会議資料の32ページ、希少猛禽類の事後調査計画について、供用後の5年間調査を実施するとありますが、供用後に従来の営巣地と同区域や周辺で繁殖が確認されれば、事後調査は終了してよいです。

繁殖が確認されない場合は、森林と太陽光パネルの間の空間を利用して餌やり場を増強する等の保全措置が必要となります。

(事業者)

分かりました。

(稲森委員)

本事業の今後の計画はどうなりますか。

(事業者)

6月中に評価書に対する知事意見を出していただき、7月から林地開発許可申請の手続きに入ります。順調に進めば本年11月には工事着工できる見込みです。

(稲森委員)

分かりました。事後調査は重要ですので、計画どおりしっかり実施してください。他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(3) (仮称)砂欠山太陽光発電事業環境影響評価書(補正前)について(知事意見答申案の審議)

平成31年3月19日に送付があった評価書(補正前)に対する知事意見答申案について事務局から説明し、その後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(稲森委員)

今回が知事意見を述べる最後の段階です。方法書や準備書に対する知事意見が概ね評価書に反映されておりますが、総括的な内容として、本答申案の最後に、前述の知事意見や郡山市長の意見を尊重することという主旨の内容を記載することとします。

特に意見がなければ本件の審議を終わります。

(4) その他

○(仮称)白河市大信地区太陽光発電所建設事業の環境影響評価書について、事務局から補正前後の内容の概要を説明した。各委員から意見は出なかった。

○今後の予定について

資料9に基づき、事務局から今後の予定を説明した。

■閉会